

お寄せいただいた意見	市の考え方（対応）
<p>所有者等の責務（第5条）は行政によるモラル介入であり、あくまでも注意喚起に留めるべきで、法令に抵触するだけでなく、民事紛争に巻き込まれる可能性がある。</p>	<p>本条例は、個人の財産権と住民の生活権との衝突の事態に鑑み、公共の福祉のもとに財産権を規制しようとするものであり、憲法等の法令に抵触することはないと考えています。実際の運用にあたっては、必要に応じて法律専門家の助言をいただきながら、紛争を生じないように努めたいと考えています。</p> <p>なお、建物の管理責任については、建築基準法第8条および山陽小野田市火災予防条例第24条の趣旨に沿うものとなっています。</p>
<p>実態調査・立入調査（第7条）について、実態調査を行うときは「捜査令状」のようなものがあるのか。また、身分証明書は、偽造も考えられるので、確実な方法を考えた方がよい。</p>	<p>建物への実態調査は、行政指導等を前提として、老朽化の程度や危険物の有無等の実態を把握するための行政上の調査権に基づく事務調査として行うものであり、犯罪捜査ではありませんので捜査令状に相当するものではありません。</p> <p>また、調査を行う職員の身分証明書については、職員の顔写真を掲載し、本人であることを確認できるようにしたいと考えています。</p> <p>なお、調査にあたっては、必要最小限の範囲で実施し、地区住民に立ち会いをお願いするなどし、紛争を生じないように努めたいと考えています。</p>
<p>実態調査・立入調査（第7条）について、行政職員の立入調査を条例上の規定により認めているが、法令等に照らしてみても認められていることか。</p>	<p>立入調査は、行政指導等を前提とした行政上の調査権に基づく事務調査であって、現行法制度のもとで容認された権限であると考えています。</p> <p>なお、立入調査は、必要最小限の範囲で行うものであり、実施にあたっては、地区住民の立ち会いをお願いするなどし、紛争を生じないように努めたいと考えています。</p>
<p>助言、指導および勧告（第8条）、命令（第9条）について、法的拘束力のない助言、指導および勧告を根拠として、市長に命令執行権を付与することは、憲法上の国民の権利を侵害している。</p>	<p>本条例は、個人の財産権と住民の生活権との衝突の事態に鑑み、公共の福祉のもとに財産権を規制しようとするもので、国民の権利の侵害にはあたらないと考えています。</p> <p>また、財産権を規制する方法として、山陽小野田市行政手続条例の趣旨および規定に従い、指導、勧告、命令、および公表を条例中に定めています。</p>
<p>公表（第10条）は、財産保有者の権利に、準懲罰的な負荷を課す結果を招くので、慎重な運用を検討すべきである。また、公表という制裁執行権の根拠が、本条例だけでは不十分ではないか。</p>	<p>公表は、命令の実効性を担保するための制裁的な措置として定めるものであり、条例で定めることができると考えています。公表の運用にあたっては、事前に当事者に意見を述べる機会を与えることで、公平性を確保するとともに、法律専門家の助言をいただきながら、慎重に対応したいと考えています。</p>